

## 戦時銀行統合と地域公益

——地域銀行から地方銀行へ——

佐藤 政 則

### 1 はじめに

金融再編，特に特定の県域・地域を事業基盤とする地方銀行の再編成が，地域社会との関係をどのように変えるのかは，多面的な検討が必要である。そこには歴史的知見が寄与できる余地もあるだろう。想起されるのは1940年代前半である。健全性を回復していた地域銀行を強制的に糾合し，県域ベースの地方銀行をつくりあげた。そして40年代後半からは，再建整備によって株主構造が大幅に変わった地方銀行を前提に，地域金融を再構築していった。

小論は，この太平洋戦争下の銀行統合，すなわち一県一行の推進を地域公益という観点から再検討する。

地域公益は，聞きなれない言葉かもしれないが，特定地域で成立している公益を指す。例えば，当該地域の経済発展や持続可能性はその代表的なものである。地域銀行は，こうした公益を担う機関の1つとして期待され，銀行自らも認識して設立・運営された。地域銀行が，おしなべて強固なリレーションシップを有するのは，地域公益の一翼を担っていたからである。もっとも地域公益そのものを分析することはできかねるので，日本銀行の統合プランを分析対象とし，そこにおいて地域銀行がどのように扱われ，一県一行へと進むのかを見ることにより，代替的に地域公益を考えることにしたい。

日本銀行に焦点を絞るのは，1つは同行が全国金融統制会の会長行として銀行統合をはじめ，金融統制の実働における中核機関だったからである。いま1つは，日銀アーカイブの活動によって日銀資料の公開が進んだからである。小論の考察も，日銀において重要施策の基本方針を考究した企画委員会特別委員会の「関係書類」<sup>1)</sup>が公開されたことにより可能になった。

以下では，企画委員会特別委員会の検討に即して考察するが，まず「地銀存続無用」論の存在に着目する。それへの対応が巨大地銀の追求であったからである。次に「地方は地方」論に注目する。これが都市大銀行との資本関係を排斥することになるからである。

1) 日銀アーカイブ3646, 3648.

## 2 地銀存続無用論

### (1) 企画委員会の設置と第1回答申

日銀は、新日本銀行としての発足、金融統制会の設立を受けて1942年6月、秘書役および全部局長を委員とする企画委員会を設置し、重要施策の調査研究を行わせることにした。<sup>2)</sup> その際審査部長ほか営業、調査、考査、資金調整、国庫の各部局長を委員、各部局関係課長を幹事とする特別委員会を設け、地方銀行経営に関する指導方針について検討させた。特別委員会は第1回、第2回と答申を行っている。幹事会が検討・作成した試案を委員会において検討し、必要に応じて支店長からの意見も聴取する、というスタイルであった。

第1回特別委員会答申までに幹事会は都合6回、委員会は計5回開催されている。結城総裁から6月27日付けで特別委員会に諮問された事項、および委員会メンバーを下記に掲げておく。諮問自体が明確に地銀育成を前提にしている点が特徴的である。<sup>3)</sup> またメンバーには、戦後日本の金融に足跡を残したバンカーが多く含まれている。

第1回特別委員会メンバー（【 】はその後の役職）

委員

遠田淳審査部長【足利銀行頭取】 小林正一郎営業局長【日銀理事】 勝田信国庫局長【鹿児島銀行頭取】 川北禎一資金調整局長【日銀副総裁、興銀総裁】 一万田尚登考査局長【日銀総裁、大蔵大臣】 有澤滋調査局長【日銀理事】

幹事

堀越禎三審査部次長【日銀理事】 太田利三郎営業局業務課長【日銀理事】 大谷三四郎営業局地方課長 荒木勇美国庫局総務課長 古澤潤一資金調整局資金課長【日銀理事】 北川昇考査局考査課長【滋賀銀行頭取】 江澤省三考査局企画課長【日銀理事】 佐々木直調査局次長【日銀総裁】

総裁諮問事項

- 一 地方銀行を存続発展させるため業務の範囲経営方法等に付き指導すべき方針如何
- 二 地方銀行と都市大銀行との連絡の方法並に都市大銀行の地方支店出張所と地方銀行との関係調整の方策如何
- 三 地方銀行と他の地方金融機関との機能調整の方策如何

特別委員会は、各支店長の考えも徴求し、約1か月の検討の結果、8月7日、総裁宛に答申した。そこでは、国土計画における地方分散、農業など地方産業の維持育成のためには「地方に於いて永き伝統を有し、その実情に明るくかつ人的にも変動少なき地方銀行こそ適当なる金融機関にして、中央の方針に制せられかつ人事の変動繁き都市大銀行支店に求め得ざる特色を有すると共に、時局下我金融界の急務たる貯蓄吸収の地方機関としての使命また重きを加えつつあり」<sup>4)</sup>と地方銀行の独自の存在意義を確認している。そうした地方銀行を創設するためには整理統合が必要と、概要、下記のような答申を行った<sup>5)</sup>（太字は引用者）。

2) 以下の引用は、特に断らない限り、『日本銀行百年史』第4巻、434～436頁および「企画委員会第一回特別委員会答申」（1942年8月7日）、審査部『昭和十七年六月-九月 企画委員会第一回特別委員会関係書類』（日銀アーカイブ3646）所収。なお日銀資料からの引用にあたっては、できるだけ現代かな遣いに変え、句読点等も補充している。

3) 当時も「地方銀行」という表現を使っていたが、他方で都市銀行ではなく「都市大銀行」であった。大都市にも中小規模の地域銀行がまだ存在したからである。

4) 前掲「企画委員会第一回特別委員会答申」（1942年8月7日）。

## 第1回特別委員会答申

- イ 弱体銀行だけでなく中級地方銀行についても漸次合併の方法により整理統合し、規模の相当大きな有力地方銀行をつくることを目標とすること。
- ロ 整理統合の目標としては「一県一行」等は一応の目安であって、これにとらわれることなく、各地方の実情に即して整理統合を実行すること。
- ハ 地方銀行指導の万全を期するため、地方銀行全部を本行取引先とするようにし、預金少額その他の理由から本行取引先として実効の少ないと思われるものについては、可及的速やかに整理統合させること。
- ニ 預貯金吸収面において地方銀行の機能はしだいに貯蓄銀行に近似してきているので、地方銀行に貯蓄銀行業務の兼営を許し、さらに進んで地方銀行と貯蓄銀行との合併をも考慮すること。
- ホ 地方事情については本行の支店長が最も精通しているので、地方銀行の整理合併については、大蔵省においても本行側と緊密な連絡を行うように依頼すること。

## (2) 地銀存続無用論の存在

戦時下の「地方銀行」に関して、金融史研究を切り開いた加藤俊彦は次のように述べている。「地方銀行」の国債消化機関化、貯蓄吸収機関化の説明として一般的なものであり、これまでわれわれの常識であった。

「このような戦時金融の2つの課題——生産拡充資金の豊富な供給と公債の消化——が登場してきたとき地方銀行が担わなければならない任務は必然的に後者、すなわち公債の消化にならざるをえなかった。というのは地方銀行は地方的合同をつうじてその規模を大きくしてきたとはいえ、その本来の性格から大規模な軍需産業企業との関係は薄かったし、事実巨額な軍需融資を単独で担当する資力を持ちえなかったからである。したがって戦時中における地方銀行の活動は、公債の消化と撒布された資金を吸収しインフレを阻止することに、その重点がおかれた<sup>6)</sup> (太字は引用者。一部ひらがなを漢字に変更)

「本来の性格」から貢献できないにもかかわらず、できることを全力でやらされた。これが「地方銀行」から見た戦時だと理解していたが、小骨が刺さるような違和感があった。つまり本来的でないのであれば、業態として存続の危機ではないのか、ということである。<sup>7)</sup>

企画委員会特別委員会第1回答申(1942年8月)の素案を検討する幹事会では、総裁諮問事項の前提となっている地方銀行の存続そのものが、やはり問題になっていた。第1回から第3回まで、つまり全6回の半分がこの問題の検討に充てられている。

第1回幹事会(1942年6月27日)をのぞいてみる。下記は順番も内容も会合記録のままの引用である。なお、1941年末の六大銀行(三井、三菱、住友、安田、第一、三和)を除く普通銀行数は180行であった(太字は引用者)。

## 幹事会第1回会合記録

- ・諮問事項は地方銀行の存続発展を必要とする前提よりいずるものと解せらるるが、諮問事項に対する結論を有力ならしむるため、また地銀存続無用論ありたる場合に対する反駁論拠を用意しておくため、先ず「地銀存続を要する理由如何」を考究することとすべし。大銀行支店の果

5) この概要は『日本銀行百年史』第4巻、434～435頁に記載されているものである。正史であるから使用するが、特に第二項の答申内容が十分に描写されていない。

6) 加藤俊彦「地方銀行論(その3)」全国地方銀行協会『地方銀行論集』(銀行叢書第151巻)、1970年、123頁。

7) こうした点は当時も指摘されていた。『大阪毎日新聞』「銀行集中新段階への胎動(上・中・下)」1941年5月3日～5月7日(神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 銀行(30-108))。

たし得ざる地銀の役割を見出すことまた一つの存続理由となるべし

- ・地銀の数を整理し尚これを有力ならしむるため大銀行をしてバックせしめては如何
- ・右（上：引用者）に対し大銀行の子銀行となればその特色を失い大銀行支店化するが実情なり、苦勞して地方的貸出をなすところに地銀の特色あり
- ・地銀を消滅せしめたる場合の影響等実情につき考察を要す

同日に開催された特別委員会の初会合においてもこれを検討し、下記抜粋のように、地銀存続を前提に答申をまとめることを確認している。<sup>8)</sup>

- ・地方銀行の存続を可とするか、存続の必要なきは今俄<sup>にわか</sup>に結論に達することを得ざるを以てこの問題は委員会答申に差加えざることとし 諮問事項は地方銀行存続を前提とせられたるものと解し答申をなすことに方向を決定す
- ・地方銀行が大銀行と親子関係を結ぶことは傾向としては悪しからず、併し無統制<sup>しか</sup>に關係を付けさせるのは困る。
- ・統制会出来たる上は親銀行の必要なし、親子関係となるは實質大銀行支店となることなり之がため摩擦を激成す
- ・戦争中は何とか地方銀行存続の道を考えてやらねばならず、併し存続は有力なる銀行とした上のこと、適当なる整理合併は必須、本行としては大蔵省を納得させ得る如き地方銀行整理方針を定め之を実行させる如くするを要す

しかし、それでもまだ第2回幹事会（6月29日）でかなり激しい議論になっている。結局ここでの結論、つまり（i）戦時下での不必要な摩擦回避を眼目に、（ii）相当規模の地銀のみ存続、（iii）そのため統合を進め強力な地銀をめざす、という3点が第1回特別委員会答申の骨子になった。以下は第2回幹事会記録の全文である<sup>9)</sup>（太字引用者）。

#### 第2回幹事会会合記録

- ①資金吸収部に於いては**地銀存続の根拠薄し**。すなわち大銀行が地銀営業網をそのままに継承せば、預金吸収にはかえって能率上がるべし（地銀資産家等には地銀よりも大銀行へ預金したがる気持ちあり）。
- ②されど**大銀行が地銀継承の場合**、その店舗をそのままに存続するや否やは疑問なり、地銀店舗としてはペイするも大銀行店舗としてはペイせざるものあるべく、大銀行が選り好みし一部の店舗が地銀として残りまたは廃止されるとすれば現状との得失は考察を要す。
- ③地銀存続の根拠は資金運用部面すなわち**貸出に於いて地銀が独特の役割**を有するや否やに求むべきなり。地方産業育成に対する金融には中央大銀行は冷淡なるをのがれざるが、合同によりて相当大銀行となれるもの（例えば神戸銀行）も地方の面倒を見るという気持ちを失いおらず、大銀行に合併せられたる旧地銀店舗は人が変われば漸次この気持ちを失うをのがれず。
- ④されど**現状に於いては地方貸出の需要少なし**  
国土計画に依る工場の地方分散行わるものとするも、これは地方貸出需要を生ずることはなり難し。我国には国民資本力等の点より中小企業存立を適当とする特殊事情ありとすれば、これに対する金融はなお地銀固有の役割となるべきも、中小企業は整理の方向にあることに否みえず、また対南方輸出興業として中小企業の必要性も考えられるが、むしろこれらは南方の自給に譲り我国は重工業中心として進むべきものなり。

8) 「第一回特別委員会第一回会合記録」（1942年6月27日）、前掲日銀アーカイブ3646所収。

9) 「特別委員会幹事会第2回会合記録」（1942年6月29日）、前掲日銀アーカイブ3646所収。

もっとも地方金融それ自身は必要なきには非ざるも、その内容は信用組合等により代位せられ得るべきもの多く、地銀独自の役割たるべき部面は現状に於いては多く認め難し。

⑤現在は地銀存続の必要性少なきも、戦後に於いて経済機構変わり再び地銀を必要とする分野を生ずる場合に備えてそれまで地銀を存続せしめおくこと必要なり。これに対し戦後は果たして如何なる機構となるや予測し難し、むしろ現在地銀は必要なしとすれば、これを大銀行に合併せしめ、またはこれと親子関係を結ばしむる等に依り整理し、将来機構の変われば新機構に適當する機関を新たに育成するを可とすとの意見あり。

⑥しかしながら、今日に於いて制度の改廃は真に戦時目的に必要なもののみ着手し、余計な荒療治をして摩擦を起こすことは避けるべきなり。すなわち摩擦を避けること、これを地銀存続の第一の根拠とすべし。将来のことは見極めたる上に於いて為すこととし、この際不必要な摩擦を避ける意味に於いて現在の地方金融機構はこれを適當に整備したる上、存続せしむるを妥当とす。

⑦現状に於いて果して地銀が立ちいかざるや否や、これは大銀行に比しては収益力劣るという程度なりとも見らる。預金増加率と収益力との関係等大銀行と地銀とに付き考査局より資料の提供を受け検討することとすべし。

上記①と④が無用論、②と③が存続論になっており、⑤が両論併記、そして⑥が幹事会での結論、⑦が次回以降の課題という構成の記録である。無用論はかなり強力であったが、最終的には「荒療治」、「摩擦」を避けるという、いかにも日銀らしい現実的判断が行われた。

ここで注意すべきは、無用論の圧倒的優位性である。預金吸収は大銀行支店の方が効果的であり(①)、また現状の地域金融であれば信用組合で代替可能(④)という痛烈な指摘に対して、地銀には独特の役割がある(③)では対抗できていないし、大銀行の店舗戦略云々(②)は噛み合っていない。要するに、存続無用論は現実路線の答申では棄却されたが、既存の地域銀行の存立を否定し、それらを糾合した「規模の相当大きな有力地方銀行をつくる」ことで採用されたのである。この意味で、存続無用論は1県1行へと踏み出す決定的な役割を果たしたと言える。

### (3) 地方は地方

地方銀行存続、育成で表面上は固まったはずの答申であったが、存続論にはまだ厄介な問題が残っていた。それは地銀と都市大銀行との関係、そして都市大銀行の地方支店の問題であった。地方的統合により大規模化した地銀が、都市大銀行と資本関係を持ち、その子銀行となり、場合によっては吸収合併され支店になる。これでは存続無用論の思い描く通りであり、地銀存続の意味がなくなる。また都市大銀行の系列地銀の存在は、地方的統合において障害となるからである。<sup>10)</sup>

しかし地方市場を東京や大阪の市場と連結させるためには、都市大銀行支店や地銀・大銀行間のインターバンク取引は必要である。都市大銀行との関係をどの程度、どの範囲で認めていくのか、第1回総裁諮問の第二項への答申が、これに応えたものであった<sup>11)</sup> (太字引用者)。

#### 諮問事項第二項への特別委員会答申

都市大銀行が地方銀行と資本的に連携し、且つ之に人を送り其の経営に当らしむるが如き場合は、其の子銀行は漸次地方銀行としての特色を失い、都市大銀行支店と異ならざる経営振りとなるを通常とす。又地方銀行間の合併整理に障害たるを以て、斯る連携の方法は之を抑止す

10) 佐藤政則「日銀支店と銀行合同——鹿児島興業銀行の設立を事例に」『地方金融史研究』(28)、1997年3月、参照。

11) 前掲「企画委員会第一回特別委員会答申」(1942年8月7日)。

べきものとす。

されば都市大銀行との連絡に就ては、地方銀行の特色を失はしめず且つ単に事務上の指導に止むるが如き連携の方法を採らしむること肝要にして、例えば預け金、コルレス関係等取引上の親善関係に入り之を指導する場合の如きは、地方銀行育成上頗る有益にして勧奨すべき連携の方法と云ふべく、差当り此程度の連携指導に止まらしむること必要なり。

而して地方銀行の経営方針、金繰等の指導に就ては都市大銀行に、ほしいまに關与せしむることなからしむる為め、今後は一層本行本支店に於て之に留意し、考查局を通じて金融統制会と連絡し此指導方針を確立するを要す。

この要点は、都市大銀行による地銀株式の所有や役員派遣などは「抑止」し、預け金やコルレスなど業務上の関係強化は「勧奨」しようとするものである。都市大銀行・地銀における親子関係のような資本的・人的関係を拒絶しているのであって、通常の業務関係は好意的であった。

答申提出後、「答申の内容に付其の實行方を協議」するために開かれた第10回企画委員会（1942年8月11日）において結城総裁は、上記の当該部分について「之ニ異論ハナイカ」と質問し、企画委員会主査である遠田淳審査部長は次のように答えている<sup>12)</sup>（太字引用者）。

之に付ては根本的な問題に付て幹事会で非常な議論があった。将来日本には地方銀行は存続の必要はない、大銀行支店だけでやるべきではないかとの意見もあったが、結局委員会では答申の冒頭に掲げた様な結論となり、地方は地方ということで大銀行との資本的連繋は排斥することに意見一致した

存続論と存続無用論の「非常な議論」の末に、都市大銀行による支店銀行制ではなく「地方は地方」という方向で一致したと述べている。したがって都市大銀行地方支店についても、「地方都市の規模に比較し多数に過ぐるもの」や複数設置されているものは「兎角地方銀行とも行過ぎたる競争の弊に陥る傾向」があることから、「かかる都市には今後店舗の新設を認可せざると共に適當の機会に廃合又は地方銀行に委譲せしめ、店舗数を減するを可」とした。そして「銀行相互間に店舗の重複せるものは廃合又は交換等に依り逐次整理する方針」を掲げたのである。このように存続無用論は、日銀の方針を「地方は地方」へと向かわせる重要な役割を果たしたのである。

### 3 戦時期最大の統合プラン

#### (1) 銀行統合の一層の促進

1942年10月～11月にかけて企画委員会特別委員会は、2回目の総裁諮問を受け検討を行っている。委員のメンバーも若干代わり、主査に北代誠弥参事【日銀副総裁、復興金融金庫理事長】が就き、勝田国庫局長が柳沢紘一人事部長【横浜興信銀行頭取】に交替した。

10月13日付けの諮問事項、11月30日付けの答申は下記の通りである<sup>13)</sup>（太字引用者）。

#### 第2回総裁諮問事項

都市大銀行、信託会社、貯蓄銀行等其制度体制ヲ如何ニ改正再編成スヘキカ  
特別委員会答申

イ 普通銀行が多数存立している状態は、金融の一元的統制をはばみ、資金の効率的運用上支

12) 「第十回企画委員会記録」（1942年8月11日）。なお特別委員会では系列化された地方銀行が支店化され、地元金融と乖離することを問題視しているが、全ての系列銀行がそうなるとは必ずしも言えない。詳しくは拙稿「都銀地方銀行の優位性——戦時下の加州銀行を事例に」『創価経営論集』第23巻第2号、1998年11月を参照。

13) 『日本銀行百年史』第4巻、435～436頁。

障が多い。銀行自身の間にも合同必至の機運が熟しているから、この際普通銀行の整理統合をいっそう促進すべきである。すなわち

(イ)地方銀行については、大体東海・神戸・芸備の各行程度の規模を目標とし、地方の実情、ことに産業界の動向に即し、地方銀行30行程度への統合実現を期すること。

(ロ)東京・大阪における大銀行の処置についても、その規模のやや小さいものは適宜合併統合を行わせる。さらに重要産業の経営形態の整備進捗とにらみ合わせ大銀行相互の合併にまで誘導すること。

ロ 普通銀行・貯蓄銀行両者間の差別を解消させる方針のもとに、普通銀行が貯蓄銀行業務を兼営できることにし、同時にこの際、現存貯蓄銀行の普通銀行への合併による整理をも積極的に推進する。

ハ 普通銀行の統合がまだ進行していない地方では、貯蓄銀行業務の兼営が認められるのを機会に、合同を促進のうえ、有力な地方銀行を作ってこれに貯蓄銀行業務の兼営を認可する。

ニ 普通銀行に対し信託業務の兼営を認めるが、信託業務は、大資本をもった信用確実なものによって経営されるべきで、小規模の業者が営業することは好ましくない。さしあたり兼営は、現存信託会社を合併する場合に限り認可する。

諮問は、分業を旨としてきた金融制度の根幹にかかわるものであった。答申は、まず普通銀行の統合を一層進め、それを前提に貯蓄銀行、信託会社の統合を図るというものである。なかでも統合を扱った答申イでは、数値目標を示しており、第1回答申よりも相当踏み込んだ内容になっている。

答申直前の会合で一万田委員が「大蔵省ではこの頃合併に付いて非常に臆病になっておるが、之では困る、日本銀行としては合併の機運の熟しておることを進言して大蔵省に積極的に動いて貰う様にせねばならぬ」<sup>14)</sup>と発言している。銀行統合に関して日銀はますます先鋭的になったのである。

答申イ(イ)では1942年末に135行存在した地方銀行を30行、およそ4分の1にするという。決して1県1行ではない。またモデルに上がった東海、神戸、芸備各行が保有する42年下期末の預金残高は、各々12億円、7億円、4.4億円というものであり、非常に巨大な地方銀行が想定されていた。これこそ日銀が目指す地方的合同像であった。

そしてイ(ロ)では東京、大阪の都市銀行にも言及している。委員会では、「例えば日本昼夜は之を安田に吸収、昭和、十五の二行は第百と合同せしむること」<sup>15)</sup>など具体的に検討されていた。ここでは、存続銀行の規模的バランスが非常に重視されている。またなぜか第百銀行の育成に日銀は熱心であり、足利銀行、常陽銀行も第百系列であることから第百銀行との合併が言及されている。もしこれらが現実になっていたら、東京では三井、三菱、安田、第一、第百の5行が存続し、規模的にはほぼ同じ水準になっていた。

ところが1942年12月28日に三井と第一の合併(帝国銀行)、三菱による第百の合併が発表された。これを受けて急遽31日に安田による日本昼夜の合併が発表されるのであるから、特別委員会のメンバーは三菱や三井の動きをつかんではいなかったことになる。個別銀行を駒のように扱っているわりには、間の抜けた話である。

以下では、具体的にどのようにして地域銀行が統合に向かうのか、日銀支店長を中心とする現場から見ていく。

14) 「第二回特別委員会第十回会合」(1942年11月19日)、審査部「昭和十七年十月——十一月 企画委員会 第二回特別委員会関係書類」(日銀アーカイブ3648)所収。

15) 「第二回特別委員会第二次答申」、前掲日銀アーカイブ3648所収。

## (2) 全国銀行統合並店舗整理案

基本方針の確定を踏まえ、1943年1月に日銀考査局が大蔵省の要請を受け、貯蓄銀行業務および信託業務の「兼営法」施行を前提に、各支店長の意見を徴求して作成したのが「全国銀行統合並店舗整理案」である（以下「43年統合案」と略記）。<sup>16)</sup>

「43年統合案」は、すでに1行化を達成ないし1942年末で達成の見込みである県を除き、対象エリアが東京、大阪を含む全国であること、普通銀行はもとより地方の貯蓄銀行・信託会社を含む統合案であること、店舗整理まで考案されていることなどから、戦時期最大のマスタープランであった。

このうち中核となる本店普通銀行の統合案を整理したのが表1となる。「43年統合案」は、総体的には、先述した地方銀行30行程度への統合、都市銀行間の合併などを十分に考慮したものであり、一部を除いて基本的に一県一行の観点からまとめられている。その特徴は次の通りである。

第1に「43年統合案」は終着駅ではない。

「43年統合案」は、直接的には1942年末に148行を数えた普通銀行を、最終的に40行台半ばに統合するというものである。東京府は、帝国、三菱、安田の3行に集約し、大阪府は三和・住友の合併行を軸に1行であるから、統合後の銀行は相当な巨大銀行となる。2行でいけるのは新潟県と兵庫県のみである。2県1行が栃木・群馬両県とすでに実現している鳥取・島根両県で、ほかの内地方銀行はすべて一県一行となる。これによって誕生する多くの地方銀行は、預金1億円～2億円となるが、まだ1億円未満もかなりいる。最少は東邦銀行の約4千万円であろう。

したがって「43年統合案」の目標は、「東海（預金約2億円）・神戸（約7億円）・芸備（約4億円）の各行程度の規模」（特別委員会第2回答申）を目指すのではなく、「規模の相当大きな有力地方銀行をつくる」（特別委員会第1回答申）ことにあったと言える。つまり、この次の構想がありえたということである。

第2に、それ以前に日銀で作成された統合案と比較して「43年統合案」はかなり現実的なプランであった。

例えば、新潟県も当初は1行化が理想とされ、当面は地域別に3行化というものであった。しかし進捗は見られず事態は停頓してしまっ。42年初頭、末松春彦日銀新潟支店長が「中越の長岡に対し上越、下越を一丸とし一応県下2行の方針に定めて対策を講じては如何」という提案を行い、大蔵省の意向打診を一万田考査部長に依頼した。結局、これが事態を打開する決め手となり、合同は一挙に進展した。<sup>17)</sup>「43年統合案」では、第四と長岡六十九の2行存続となり、1行化は早々と放棄されている。

兵庫県も地域別の4行化構想から2行化構想に変わっている。地域の中核銀行としては、播州、全丹、兵和の各行が生まれており、神戸銀行を含めた次のステップを掲げたのが「43年統合案」となる。それは地域の中核銀行3行を統合し神戸銀行とともに2行化を図るというものであった。結果的には、神戸銀行を中心とする1行化が進み、全く異なる内容で兵庫県は2行化されることになる。

16) 以下は、拙稿「日本銀行の銀行統合構想（1940—45）」伊藤正直・霧見誠良・浅井良夫編著『金融危機と革新——歴史から現代へ』日本経済評論社、2000年、所収に拠る。

17) 考査部「新潟県下銀行合併ニ付テ」（1941年8月6日）『日本金融史資料 昭和統編付録』第2巻、140頁、新潟支店「県下二行方針への転換につき大蔵当局の意向打診方依頼の件」（1942年1月17日）、考査部「新潟上記の県下銀行統合ニ関スル件」（1942年2月20日）、考査局「新潟県下銀行合同ニ関スル件」（1942年6月10日）、以上『日本金融史資料 昭和統編付録』第2巻、144～146頁。



表1 日銀「全国銀行統合並店舗整理案」

道府県名	被統合銀行（預金残高）→統合銀行（預金残高）（単位は百万円）	
北海道	北海道 (280)	北海道拓殖
青森	八戸 (9) 津軽 (11) 青森商業 (2) 弘前商業 (9) 青森 (6) 坂柳 (6) 佐々木 (2)	第五十九 (90)
		[存続]
秋田	羽後 (26)	秋田 (127)
山形	両羽 (101) 庄内 (50) 羽前長崎 (7) 高野 (1)	両羽・荘内の合同 両羽・荘内の合同銀行 同上
		[存続] [存続] [両羽] [両羽]
東京	昭和 (440) 十五 (537) 第三 (27) 高田農商 (0.8)	いずれかの大銀行 (安田4,207) いずれかの大銀行 (帝国5,258) 証券取引所の金融機関が設立された場合はこれに、設立されない場合は安田 解散
		[存続]
千葉	野田商誘 (26)	千葉 (236)
栃木	足利 (241)	両行「合体」(「当分現状ノ儘」)
群馬	群馬大同 (175)	
		[存続] [存続]
長野	飯田 (33) 信州 (12) 上田殖産 (1)	八十二 (180)
新潟	第四 (197) 長岡六十九 (141)	
		[存続] [存続]
静岡	駿州 (31) 浦川 (3) 駿河 (213)	新銀行 (静岡603) 新銀行 (静岡) 「機ヲ見テ新銀行へ」
		[存続] [存続] [存続]
愛知	岡崎 (93) 稲沢 (41) 大野 (41)	東海 (1,179)
岐阜	十六 (180) 大垣共立 (91)	十六・大垣共立の合同による新設 (「実行迄ニハ未ダ相当曲折ヲ要ス」)
		[存続] [存続]
三重	三重 (21) 伊賀農商 (3)	百五 (195) (「急速ニ実現スルコトハ困難」) 同上
		[存続] [三重]
富山	十二 (262) 高岡 (116) 富山 (21) 中越 (122)	十二・高岡・富山・中越の合同による新設 (北陸) (「富山市ニ安田ノ支店設置ヲ認ムルコト可ナルヘシ」)
石川	加能合同 (107) 加州 (60) 能和 (30)	加能合同・加州・能和の合同による新設 (北國)

注1) [ ] 内は当該銀行の実際の結果であり、構想と相違したことを示す。

注2) 整理案策定時点で、普銀一行化を完成ないし完成する見通しであった下記の件については、案が策定されていないため、栃木・群馬両県を除き除外した。( )内は銀行名と預金残高。

岩手県(岩手殖産105)、宮城県(七十七233)、福島県(東邦39)、茨城県(常陽270)、埼玉県(埼玉433)、神奈川県(横浜興信343)、山梨県(山梨中央125)、京都府(丹和70)、奈良県(南都152)、岡山県(中国343)、島根県および鳥取県(山陰合同198)、香川県(高松百十四107)、徳島県(阿波商業58)、愛媛県(伊予合同235)、熊本県(肥後91)、宮崎県(日向興業52)。

注3) 預金残高は、1942年の下期末の数値であり、単位は百万円。ただし、予定されている合併を含めるため下記の銀行については合併銀行の残高を単純合計した。

帝国5,258(三井2,190・第一3,068)、安田4,207(安田3,525・日本昼夜682)、東邦43(東邦9・警東3・矢吹0.6・田村実業0.7)、千葉236(千葉合同141・第九十八86・小見川農商6・東金3)、埼玉433(武州254・第八十五109・忍商業47・飯能23)、八十二180(八十二165・上伊那15・佐久0.5)、静岡603(静岡三十五277・遠州185・伊豆69・榛原10・浜松62)、百五195(百五153・勢南42)、[参考]三菱4,794(三菱2,774・第百2,020)。

(出所) 日本銀行『日本金融史資料 昭和統編附録』第1～4巻。預金残高は金融統制会「金融機関業態調」(『日本金融史資料 昭和編』第6巻所収)。

道府県名	被統合銀行（預金残高）→統合銀行（預金残高）	
福井	大和田 (62)	→ 福井 (168) [三和に合併後福井に店舗譲渡]
大阪	三和 (3,952)	→ 三和・住友の合同 [存続]
	住友 (3,530)	
	野村 (1,244)	→ 三和・住友の合同による新銀行 [存続]
	尾州 (31)	→ 三和 (「愛知県下所在店舗」「東海銀行ニ譲渡」)
	池田実業 (40)	→ 三和 (「神戸県下所在店舗ハ神戸銀行ヘノ譲渡」) [住友]
滋賀	阪南 (91)	→ 三和 [住友]
和歌山	柏原 (2)	→ 滋賀 (194)
兵庫	大同 (20)	→ 紀陽 (91) (大同の本店他2店舗を三和へ) [三和が合併し起用に店舗譲渡]
	神戸湊西 (6)	→ 神戸 (697) } [三和が株式買収しその株を神戸に譲渡]
	恵美酒 (5)	
	福本 (4)	→ 播州 (59) } (「第一段階」)
	香住 (7)	
	全但 (30)	
		播州
	全但	
	兵和 (56)	
広島	三次 (8)	→ 芸備 (442)
	備南 (25)	
	呉 (30)	
山口	百十 (196)	→ 6行合同による新設 (山口)
	宇部 (53)	
	船城 (8)	
	華浦 (19)	
	長周 (47)	
	大島 (10)	
高知	土予 (10)	高知県・愛媛県の店舗を四国 (190)・伊予合同 (235) に譲渡して整理 (四国)
福岡	嘉穂 (20)	→ 十七 (253) } [福岡銀行合併新立]
	武石 (1)	
	三池 (27)	→ 筑邦 (85) } (「第一段階」)
	築邦	
	三井 (2,190)	[福岡銀行合併新立]
	十七	(「第二段階」) [福岡銀行合併新立]
佐賀	呼子 (3)	→ 佐賀中央 (40)
	佐賀興業 (76)	→ 佐賀興業・佐賀中央の合併 (「機ヲ見テ」) [存続]
	佐賀中央	[存続]
長崎	十八 (116)	→ 十八・親和の合併 (将来適当ナル機会ニ) [存続]
	親和 (145)	[存続]
大分	豊前 (38)	→ 大分合同 (162) [大分合同と住友に営業譲渡]
鹿児島	第四百十七 (97)	→ 3行の合同新立 [第百十七・鹿児島・鹿児島貯蓄で新立 (鹿児島)]
	鹿児島 (41)	
	三州平和 (23)	

2県にまたがる広域地銀として足利と群馬大同両行の合併が構想されている。群馬県における他県銀行のウェイトが高く、特に足利銀行は「地元銀行ノ観アリ」と評されていた。直接的な出発点は店舗整理の困難性であったが、こうした合併案が容易に構想されるのも、次のステップがあるからと思われる。これが実現すれば、埼玉銀行と並ぶ預金残高4億円を超える芸備銀行クラスの地方銀行の誕生となるはずであった。

第3は、都市銀行の系列地方銀行を地方的合同に参加させようとしていることである。

1942年6月末で三和、住友、安田、三井、第一、三菱、第百の各行が株式を保有する地方銀行は、三和の11行、安田の9行など合計で38行にも達していた。それらを全体的に見れば、3つに分けられる。

まず地方的合同の中核として扱われているのが、安田系の高知県・四国銀行、福岡県・十七銀行、千葉県・第九十八銀行、三和系の山口県・百十銀行である。次に被合併ないし新立参加の対象になっているのは、安田系の岐阜県・大垣共立銀行、富山県・富山銀行、三和系の兵庫県・神戸湊西銀行、同・恵美酒銀行、石川県・加州銀行、福井県・大和田銀行、和歌山県・大同銀行、住友系の三重県・三重銀行、大分県・豊前銀行、鹿児島県・三州平和銀行などである。このうち富山銀行については合同参加の代わりに安田の支店設置を認めることになっている。そして、詳細は不明であるが、親銀行との合併を想定しているのが、三井系の福岡県・三池銀行である。ただし、その後の展開は、豊前、三州平和両行とはほぼ同様に、親銀行と地元銀行2行に分割営業譲渡されている。

いずれにせよ、これら系列銀行の扱いは難航した。特定の地方的合同問題が親銀行のすべての系列銀行に波及し、全国的な問題に化けたからである。

第4に、いくつかの日銀支店が過重な負担を負っていることである。

例えば、愛知、三重、岐阜の3県を所管する名古屋支店の場合である。愛知県では東海銀行に岡崎、大野、稲沢の3行を吸収合併、三重県では百五銀行に三重銀行を合併、岐阜県では十六、大垣共立両行合併による新立というのが、「43年統合案」である。しかし三重銀行は住友系、大垣共立銀行は安田系であったから、3県ともなかなか進捗しなかった。ようやく44年に入って愛知県各行の動きが本格化し、日銀名古屋支店は最優先課題として取組む。その間、驚くべきことに岐阜県と三重県については「愛知県下の合併成立ノ上着手スルコト」<sup>18)</sup>と方針化されていた。つまり暫時凍結されたのである。愛知県が1行化するのには45年9月であった。これと同様な事態は、福岡銀行の新立に忙殺された日銀福岡支店についても生じたであろう。その結果、佐賀、長崎両県では2行になったと思われる。

### (3) ブロック1行化構想

地方銀行を30行程度に統合するというプランは、必然的に、複数県にまたがる1行化を目指すことになるが、こうした動きは1941年頃から日銀支店長レベルでは始まっていた。

最も早い時期に提起するのは、石橋義雄支店長【のち北國銀行頭取、以下同】の金沢支店であった。1941年3月に考査局長宛に提出した北陸地方の合同構想において、「今後は三県夫々一行乃至二行更に進んでは三県を通じ一、二行位の基礎強大にして内容堅実なるものに再合同するの目標に向って努力するの要あるべし」<sup>19)</sup>と述べていた。

42年に入ると、4月には門川暴【日向興業銀行(宮崎銀行)頭取】支店長の高松支店から香川、

18) 考査局「東海地方銀行整備ノ件」(1944年2月3日)『日本金融史資料 昭和統編付録』第2巻、613頁。

19) 金沢支店「北陸三県下普通銀行ノ整理合同ト其ノ効果ニ就テ」(1941年3月26日)『日本金融史資料 昭和統編付録』第3巻、62頁。

徳島、高知の3県ブロック化構想が提起され「当地方の銀行整備に付ては必ずしも県単位に捉はるる要なく、寧ろ三県下地許普通銀行を打つて一丸とする大合同も考慮に値するものあるべし」<sup>20)</sup>と、当事者である高松百十四銀行、阿波商業銀行、四国銀行、そして四国銀行を系列銀行とする安田銀行、高知県に關係銀行（土予銀行）をもつ三和銀行などに対して打診が開始された。

さらに42年10月の部局長支店長会議においては、内山直三名古屋支店長【日本貯蓄銀行（協和銀行）頭取】が「銀行の整理は一県一行というよりももっと大きく考へる必要がある。私の考えでは一県一行とか一地方一行とかでなく、例えば全国を数個の地域に分け各地域毎に全銀行本支店を一括して金融営団の如きものを作り、名古屋支部とか浜松支部とかいう様に小さい枠にはめて行けば小さい所でいがみ合ったりする摩擦は少なくなり、そして各営団が互に連絡して行く様にすれば問題は解決すると思う」と意見陳述し、また齋藤良弼金沢支店長も「一県一行とすることは富山県は富山銀行か安田の關係にて出来ず、石川県も反対、福井県も困難なり、故に一県一行よりも寧ろ三県一行と爲し適當なる指導者を置くを可とす」と述べている。<sup>21)</sup>

住友系の三重銀行・伊賀農商銀行と安田系の大垣共立銀行を管内に抱えていた内山名古屋支店長は、この突破策として東海ブロック構想を練り上げ安田保善社に働きかけた。これを受けて安田保善社では「(昭和)18年1月に至り、日本銀行の意見として東海銀行を中心とする東海ブロックの銀行統合案が提起され、大垣共立の立場からみて、十六銀行との合併よりも、むしろ本案の方が有利と考へられるところありとし、安田保善社としても検討を加えることとなった。」<sup>22)</sup>という。

44年に入ると、日銀高松支店長江澤省三が奔走する香川県・高松百十四銀行、徳島県・阿波商業銀行、高知県・四国銀行の3行統合問題は、<sup>23)</sup>企画委員会特別委員会答申に即したものであり、「43年統合案」の次の構想を先取りした具体的動きであった。これが実現すれば、単純合計で3億円から4億円の銀行となり、愛媛県の伊予合同銀行と四国を二分する体制になる。ちなみに江澤支店長は、考査局企画課長として特別委員会の幹事を務め、立案に積極的に参画した一人であった。

こうした太平洋戦争期を通じたブロック1行化の動きは、1945年9月までに実現したものはなかった。しかし、地方的合同の中核となる地方有力銀行や、すでに1行化を達成した地方銀行に、一県一行には次のステージがあることを示したのであり、これら地銀に激しい危機感と隣県有力地銀に対する競争心を惹起することになったと考えられる。

#### 4 地域銀行から地方銀行へ——おわりに代えて

以上のような日銀統合構想とその推進は、特定地域を基盤にしていた地域銀行を糾合し、県域ベース、さらには県域をまたがる広域な銀行をつくらうとするものであった。他方で事業基盤が脆弱化した地域銀行もその流れに活路を見出そうとした。こうして全国各地で活動していた地域銀行は、ほとんどが新たに誕生する県域ベースの銀行に、内圧・外圧で合流し、地方銀行となったのである。

これを明治以来の地域銀行における連続した拡大過程とみなせるだろうか。地域銀行もその一端を担う地域公益からすれば、やはり連続とはみなし難い。むしろ断絶に近いと思われる。県域をべ

20) 19420428;高松支店「管内金融機関ノ整備ト金利調整ニ付テ」(1942年4月28日)『日本金融史資料 昭和統編付録』第4巻、378頁。

21) 審査部「部局長支店長会議議事記録」『昭和17年10月 部局長支店長会議關係書類』所収。

22) 『安田保善社とその關係事業史』1974年、852頁。

23) 日銀高松支店「高松百十四、阿波商業兩行合併問題ノ経過ニ付テ」(1944年8月8日)、同「高松百十四、阿波商業兩行合併問題ノ経過ニ付テ」(1944年9月17日)、同「高松百十四、阿波商業兩行合併問題ノ経過ニ付テ」(1944年12月22日)、『日本金融史資料 昭和統編付録』第4巻、392～396頁。

ースとする地方銀行は、個々の地域公益から離れて、県益と国益を担う機関になったととらえた方が、より自然である。そこに地域銀行はいないのである。

もっとも三重県の百五銀行のように、1県2行で残ったことから、地域銀行としての性格を色濃くもつ銀行もある。また福井県の福井銀行のように、一県一行化を実現したのであるが、これは地域銀行の連続した拡大ととらえられる地方銀行もある。

こうした歴史的な性格は、今日においても健在であり、今後の金融再編においてますます重要になっていくと考えられる。

最後に地域公益の観点から戦時銀行統合構想を整理しておこう。次の4点が指摘できるだろう。

第1に、地域銀行の役割が特定地域の経済活動を支えるものであることは、存続論はもちろん、存続無用論もしっかり認識していた。例えば、地方産業の育成にとって「地方に於いて永き伝統を有し、その実情に明るくかつ人的にも変動少なき地方銀行こそ適当なる金融機関」（第1回答申）と存続論は言う。しかし、それは地銀にしかできない役割なのかとなると、議論が分かれた。存続無用論は都銀支店や系列銀行の方がより効率的であると言い、同じく信用組合でも代替可能と主張した。

第2に、特定地域で果たしていた地域銀行の役割が大規模地銀になった場合、維持できるのかについて存続論は、神戸銀行を事例に維持可能と楽観的であった。しかし「地方は地方」の中で、大規模地銀だからこそできる固有の役割とは何かについては、「時局下我金融界の急務たる貯蓄吸収の地方機関としての使命また重きを加えつつあり」（第1回答申）と一般論で済まされており、ついに一度も具体的に示されることはなかった。

第3に、特に第2回答申では「銀行の公共的機関たるの自覚見識」、「経営に国家的意思を強度に反映せしむる手段」、「公益的性格を一層高揚する」<sup>24)</sup>等々が「金融の一元的統制」と共に強調された。公共（公益、国益）があらゆる利益に対置されたとき、地域銀行が依拠する地域公益も公益性を否定され、単なる私益と化してしまうのである。したがって、県域ベースの地方銀行を構想する日銀にとって、日銀による一元的統制の下で役割を果たす大規模地銀であれば良く、各県域固有の役割は考慮外であった。

第4に、戦局の悪化とともに統合のレベルも県域から広域へと急速に高まった。銀行数がどこまで減少するのか不確定な中では、地域的統合の核となる有力地域銀行はもとより、統合を完了した合併銀行といえども油断ができなかった。都市大銀行も同様である。競争心と自衛心が底流でうごめきだせば、統合は独り歩きしていこう。一万田委員が第2回答申の検討最終段階で興味深いことを言っている。「余り銀行の数が少なくとも独占的になって預金部のようになるから面白い」<sup>25)</sup>と。日銀を中核とする金融統制会の枠外に預金部はいたからである。

(麗澤大学)

最終稿受理2020年12月15日

24) 「第二回特別委員会第二次答申」、前掲日銀アーカイブ3648所収。

25) 「第二回特別委員会第十回会合」（昭和17年11月19日）、前掲日銀アーカイブ3648所収。